

第 2 期八雲町総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

平成 20 年に八雲町民憲章を基本理念に掲げ策定した新八雲町総合計画が、平成 29 年度に期間満了することに伴い、新しい町政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針となる新しい総合計画を、平成 28 年度～29 年度の 2 ヶ年かけて策定を行う。

現在、我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する町民意識の高まりなどにより、大きく変化している。

そのため、次期総合計画はこうした時代の潮流に的確に対応するとともに、北海道新幹線が開業し札幌延伸の 15 年後を見据え、本町の地域特性や資源を最大限に生かし、町民と行政が協働・連携し各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、まちづくりを進めていく。

2 計画策定の位置付け

総合計画は、まちづくりの目標とその取組み方向を示すものであり、当町における総合的、計画的なまちづくりのための最上位に位置するものである。

そのため、長期展望に立ったまちづくりの基本的な考え方を明示するとともに、町民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針を示すこととする。

3 計画の構成

現在の総合計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成する。

○基本構想

- ・本町の現況・課題の分析や将来展望に基づき、平成 39 年度における八雲町の姿や計画の基本的な目標、戦略プロジェクト（重点事業群）、施策の大綱などを示すものである。

○基本計画

- ・基本構想に基づき、各分野別の現況と課題、施策方針及び基本的施策の内容などを示すものである。計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とする。

○実施計画

- ・基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画で、計画期間は 3 年間とし、毎年度ローリング方式による見直しを行う。

4 庁内の策定体制

(1) 職員の参加

○策定委員会の設置

- ・計画の根幹となる事項や各分野間の調整を必要とする事項などを検討協議し、計画原案を決定する。

- ・委員長⇒副町長（本庁）、副委員長⇒副町長（総合支所）、委員⇒教育長及び各課（室・部局）長

○職員オリエンテーションの開催

- ・職員の意識統一を図るため、なるべく多くの職員が参加できるよう日程を調整する。（八雲地域2回、熊石地域2回）

○施策評価シートの作成

- ・現行の後期基本計画における取り組み状況、その内容に対する評価・課題や第2期総合計画において取り組むべき施策について、各課の考えや予定等を把握。

○各課ヒアリングの実施

- ・施策評価シートを基に、各課所管事項に対する考え方を確認。

○町民会議への参加

- ・住民とともに自由な議論の中から、まちづくりのためのヒントや方策を発掘する。
- ・各課2名程度の参加依頼予定。

(2) 三役インタビューの実施

○町行政のトップの意向を把握することを目的とする。

- ・まちづくりに対する基本的な考えについて
- ・今後10年間を見据えた政策・施策・事業等について など

5 町民の参画

◇町民が参画することにより、町民自身がまちの在り方を考える。

◇町民の意識を把握することにより、町民の目線に立った施策を検討できる。

◇町民が計画を理解することで、施策推進に協力が得られる。

(1) 町民会議の開催

- ・まちづくりに関心のある町民や各種団体に所属する町民を広く募り、計画に関する提案を頂く。
- ・5つの分野に分けて議論し提案を導き出す。
- ・5つの分野：「保健・医療・福祉」、「教育・子育て」、「交流・連携・協働」、「社会生活基盤・自然環境」、「産業・雇用」
- ・「総合開発委員会」や「職員」の参加協力を依頼する。

(2) 町民意識調査・団体等意識調査（アンケート調査）

○調査内容は住民生活に密着した質問のほか、まちづくり全般にわたっての意向・提案・理解度等を広く把握できるものとする。

- ・町民意識調査は3,000世帯を対象とし、抽出は無作為抽出とするが、八雲地域と熊石地域、年齢区分の数は調整する。
- ・団体等意識調査は100団体を対象とする。
- ・配付及び回収は郵送にて行うこととする。

(3) 各種懇談会の開催

○地域懇談会

- ・住民と直接的にまちづくりの現状・将来について話し合い、相互理解と協力を深める。
(全7回を予定。八雲地域5回、熊石地域2回)

○団体等懇談会

- ・団体等意識調査(アンケート調査)提出団体を分野ごとにかけて話し合い、相互理解と協力を深める。(八雲地域・熊石地域 各1回)

○中学生・高校生との懇談会

- ・まちづくりに関心をもってもらう。八雲町が将来どのようなようになってほしいかなどを話し合い、意見反映をする。(八雲地域・熊石地域 各1回)

(4) パブリックコメントの実施

- ・自治基本条例に基づく、住民参加手続きの1つとしてパブリックコメントを実施する。

6 総合開発委員会

- ・八雲町総合開発委員会条例に基づき、計画案を諮問し答申を得るものとする。
- ・町の最上位計画の策定であるため、十分な審議を経ることが重要であり、民間団体の代表者・町内有識者をもって構成する総合開発委員会の審議過程における意見等を十分に反映できる策定過程を確保する。

よって

- ①諮問は、計画策定の作業開始に先立っておこなう。
- ②計画策定によって集積される資料や情報については同委員会へ提供・説明し、議論が活発に行われる体制づくりを確保するとともに、相互の理解を深める。
- ③計画の基礎的要素となる事項から計画案に至るまでを段階的に付議することにより、計画への意見反映を図る。

7 町議会

- ・計画策定において、進捗状況にあわせて報告し、意見を伺う。
- ・自治基本条例に基づき、計画案の上程を行う。

8 策定スケジュール(案) 別紙のとおり

－ 第2期八雲町総合計画策定スケジュール（案） －

	平成28年度												平成29年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1			
基礎データ分析	■	■	■	■																				
施策評価				■	■	■					■													
各課ヒアリング							■	■				■												
三役インタビュー								■																
町民意識調査		■	■	■	■																			
団体意向調査		■	■	■	■																			
各種懇談会						■	■																	
戦略プロジェクトの策定									■	■	■													
基本構想の策定									■	■	■			■		■								
基本計画の策定												■	■	■	■		■					最終調整		
職員オリエンテーション		■																						
総合開発委員会		●			●		●		●		●		●	●		●								
庁内策定会議	適宜開催																							
総合計画町民会議							■	■																
パブリックコメント																■								
町議会		●			●		●		●		●			●			●							

第2期八雲町総合計画策定推進体制

